

議案第 9 号

南風原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

南風原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 3 日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）の改
正に伴い、南風原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令
和 7 年南風原町条例第 13 号）の一部を改正する必要があるため提案する。

南風原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

南風原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年南風原町条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第27条」の次に「・第28条」を加える。

第9条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第16条第6号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「開始、」を「開始及び」に、「及び」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「利用定員」を「利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」に改める。

第22条第1項中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「沖縄県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士及び沖縄県の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業

者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。